

中野区介護予防・日常生活支援総合事業における予防訪問サービス並びに予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 雑則 (第56条—第58条)</p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事業の一般原則)</p> <p>第3条 予防訪問サービス又は予防通所サービスの事業を行う者は、当該サービスを利用する者の意思及び人格を尊重して、常に当該者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 予防訪問サービス又は予防通所サービスの事業を行う者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、区、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p><u>3 予防訪問サービス又は予防通所サービスの事業を行う者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 予防訪問サービス又は予防通所サービスの事業を行う者は、予防訪問サービス又は予防通所サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第9条 予防訪問サービス事業者は、予防訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければ</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 雑則 (第56条・第57条)</p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事業の一般原則)</p> <p>第3条 予防訪問サービス又は予防通所サービスの事業を行なう者は、当該サービスを利用する者の意思及び人格を尊重して、常に当該者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 予防訪問サービス又は予防通所サービスの事業を行なう者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、区、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第9条 予防訪問サービス事業者は、予防訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>

ならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

第10条 (略)

(勤務体制の確保等)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 予防訪問サービス事業者は、適切な予防訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第11条の2 予防訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 予防訪問サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 予防訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第12条～第28条 (略)

(衛生管理等)

第29条 (略)

2 (略)

3 予防訪問サービス事業者は、当該予防訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じな

(1)～(6) (略)

(7) その他運営に関する重要事項

第10条 (略)

(勤務体制の確保等)

第11条 (略)

2・3 (略)

第12条～第28条 (略)

(衛生管理等)

第29条 (略)

2 (略)

ればならない。

(1) 当該予防訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該予防訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該予防訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第30条 (略)

2 予防訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該予防訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第31条～第34条 (略)

(地域との連携等)

第35条 (略)

2 予防訪問サービス事業者は、予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して予防訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても予防訪問サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第36条 (略)

(虐待の防止)

第36条の2 予防訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(揭示)

第30条 (略)

第31条～第34条 (略)

(地域との連携)

第35条 (略)

第36条 (略)

(1) 当該予防訪問サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該予防訪問サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該予防訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第37条～第45条（略）

（運営規程）

第46条 予防通所サービス事業者は、予防通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(9)（略）

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第46条の2 予防通所サービス事業者は、利用者に対し適切な予防通所サービスを提供できるよう、予防通所サービス事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 予防通所サービス事業者は、予防通所サービス事業所ごとに、当該予防通所サービス事業所の従業員によって予防通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 予防通所サービス事業者は、当該予防通所サービス事業所の従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該予防通所サービス事業者は、全ての

第37条～第45条（略）

（運営規程）

第46条 予防通所サービス事業者は、予防通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(9)（略）

(10) その他運営に関する重要事項

予防通所サービス事業所の従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 予防通所サービス事業者は、適切な予防通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより予防通所サービス事業所の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(利用料の受領)

第47条 (略)

2 (略)

3 予防通所サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 第46条第6号に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する予防通所サービス利用者に対して行う送迎に要する費用

(2)~(5) (略)

4 (略)

第48条 (略)

(衛生管理等)

第49条 (略)

2 予防通所サービス事業者は、予防通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該予防通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果

(利用料の受領)

第47条 (略)

2 (略)

3 予防通所サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 前条第6号に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する予防通所サービス利用者に対して行う送迎に要する費用

(2)~(5) (略)

4 (略)

第48条 (略)

(衛生管理等)

第49条 (略)

2 予防通所サービス事業者は、予防通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

について、予防通所サービス事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該予防通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該予防通所サービス事業所において、予防通所サービス事業所の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第49条の2 予防通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 予防通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した予防通所サービスに関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 予防通所サービス事業者は、予防通所サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して予防通所サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても予防通所サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第50条 (略)

2 予防通所サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第51条 (略)

(予防通所サービスの基本取扱方針)

第52条 (略)

2 (略)

3 予防通所サービス事業者は、単に予防通所サービス利用者の運動器の機能の向上、栄養状態

(非常災害対策)

第50条 (略)

第51条 (略)

(予防通所サービスの基本取扱方針)

第52条 (略)

2 (略)

3 予防通所サービス事業者は、単に予防通所サービス利用者の運動器の機能の向上、栄養状態

の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、当該利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として予防通所サービスの提供を行わなければならない。

4・5 (略)

第53条・第54条 (略)

(準用)

第55条 第6条、第11条の2から第21条まで、第23条、第25条、第27条、第28条、第30条から第34条まで、第36条の2から第38条まで及び第40条の規定は、予防通所サービスの事業について準用する。この場合において、「予防訪問サービス事業者」とあるのは「予防通所サービス事業者」と、「予防訪問サービス事業所」とあるのは「予防通所サービス事業所」と、「予防訪問サービス」とあるのは「予防通所サービス」と、「訪問介護員等」とあるのは「予防通所サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第56条 (略)

(電磁的記録等)

第57条 予防訪問サービス事業者又は予防通所サービス事業者及び予防訪問サービス若しくは予防通所サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第55条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては

の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、当該利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として予防通所サービスの提供を行わなければならない。

4・5 (略)

第53条・第54条 (略)

(準用)

第55条 第6条、第11条から第21条まで、第23条、第25条、第27条、第28条、第30条から第35条まで、第37条、第38条及び第40条の規定は、予防通所サービスの事業について準用する。この場合において、「予防訪問サービス」とあるのは「予防通所サービス」と読み替えるものとする。

第56条 (略)

認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 予防訪問サービス事業者又は予防通所サービス事業者及び予防訪問サービス若しくは予防通所サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（補則）

第58条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 （略）

（補則）

第57条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 （略）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、2021年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この要綱の施行の日から2024年3月31日までの間、改正後の中野区介護予防・日常生活支援総合事業における予防訪問サービス並びに予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「新予防訪問サービス等要綱」という。）第3条第3項及び第36条の2（新予防訪問サービス等要綱第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新予防訪問サービス等要綱第9条及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この要綱の施行の日から2024年3月31日までの間、新予防訪問サービス等要綱第11条の2（新予防訪問サービス等要綱第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この要綱の施行の日から2024年3月31日までの間、新予防訪問サービス等要綱第29条第3項及

び第49条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この要綱の施行の日から2024年3月31日までの間、新予防訪問サービス等要綱第46条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。